

発電側課金制度開始に伴うお知らせ

平素より、弊社事業につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
2024年4月の発電側課金制度開始にあたって、ご案内申し上げます。

1. 発電側課金の制度概要

国の審議会の整理にもとづき、2024年4月から、託送料金の一部について発電者さまへご請求することが一般送配電事業者(以下、「一送」と記載。)へ義務付けられました。

発電側課金(以下、「系統連系受電サービス料金」と記載。)は系統連系・維持の対価となるため、一送の系統に逆潮する電源は原則、ご請求対象※となります。

上記に伴い、系統連系受電サービス料金を請求することについて、託送供給等約款の変更に係る認可申請を2023年12月1日に経済産業大臣へ行なっております。

※同時最大受電電力が10kW未満の電源などの一部の発電者さまにつきましては、2024年4月の制度開始以降、当面の間はご請求の対象外となります。

■料金について

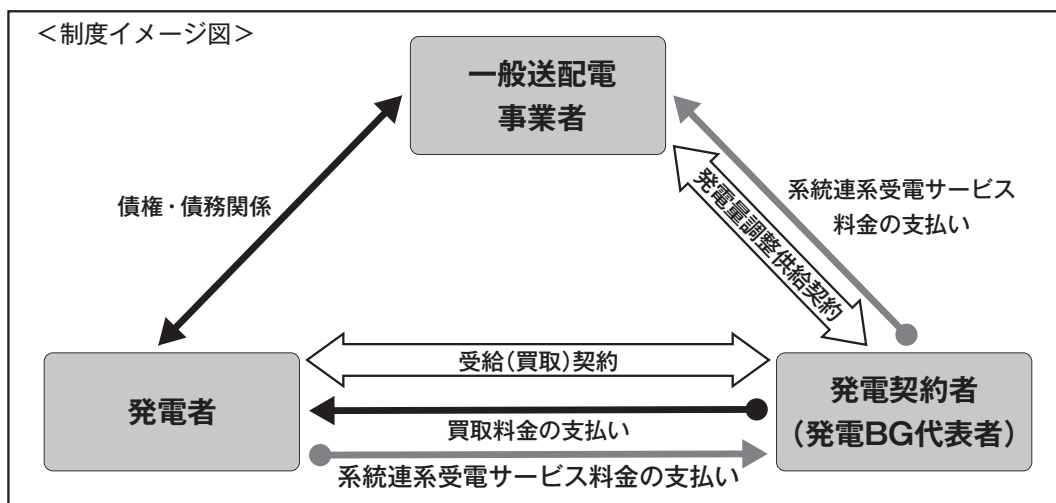
系統連系受電サービス料金は、基本料金と電力量料金の二部料金制となります。また、接続先の変電所によって系統設備効率化割引が設定されます。基本料金や割引単価等、詳しい内容については、現在、経済産業大臣に申請しております弊社の託送供給等約款をご確認ください。

■請求・支払方法について

系統連系受電サービス料金は、発電者さまから一送にお支払いいただきます。ただし、当該支払は発電者さまが発電契約者さまを介してお支払いいただくことについても、託送供給等約款上に規定しているため、発電契約者さまの選択により、以下の方法が存在します。

- ・ 発電契約者さまから発電者さまへ支払う受給(買取)料金と、系統連系受電サービス料金の相殺。(発電者さまからの支払行為は不要)
- ・ 発電契約者さまから発電者さまへの個別請求。(発電者さまからの支払行為が必要)

なお、発電契約者さまが受給(買取)料金と系統連系受電サービス料金の相殺ができなかった場合等、一送から発電者さまへ直接ご請求をさせていただくことがございます。



2. ご契約情報ならびに系統連系受電サービス料金における内容^{※1}

受電地点特定番号 :
発電者名義 :
発電場所 :
同時最大受電電力 :
課金対象電力^{※2-3} : 同時最大受電電力(kW) - 接続送電サービス契約電力(kW)

電源の連系変電所等

- ✓ 割引A対象変電所等名:
- ✓ 割引B対象変電所等名:
- ✓ 系統設備効率化割引A:
- ✓ 系統設備効率化割引B:

※1 時点のご契約に基づく情報を記載しております。

実際のご請求内容とは異なる場合もございますので、ご了承ください。

※2 課金対象電力は、同一地点にある発電側の逆潮流 kW(同時最大受電電力)と需要側の順潮流 kW(接続送電サービス契約電力)の差し引きにて算定いたします。

※3 課金対象電力が0kWの場合にも、電力量料金は発生いたします。また、最大連系電力等(実際に逆潮流する電力)が同時最大受電電力を上回った場合、その超過kW(*)に基本料金の単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額を申し受ける場合がございます。

*超過kW = 逆潮流電力kW - (受電側)同時最大受電電力kW もしくは(供給側)契約電力kW のいずれか大きい方

3. 発電側課金のご請求対象となる発電者さま

▶ 2024年4月以降に、FITまたはFIPの新規認定を取得し、同時最大受電電力が10kW以上の発電契約

▶ FITまたはFIP認定を取得せず、同時最大受電電力が10kW以上の発電契約

上記どちらかに該当するご契約が発電側課金のご請求対象となります。

なお、2024年3月末までにFITまたはFIP認定を取得されたご契約におかれましては、当該認定による買取期間または交付期間が終了するまでの間はご請求対象外となります。

本書面をお受け取りとなっている発電者さまのうち、2024年3月末までに認定を取得されている、ご契約である場合は、お手数をおかけしますが、後述「4. お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

4. お問い合わせ先

制度概要やご契約情報についてのお問い合わせにつきましては、以下へお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東北電力ネットワーク株式会社

受付時間:9時~17時(年末年始、土曜・日曜・祝日は除く)

※発電契約者さまの選択する徴収方法については、ご契約先の発電契約者さまへお問い合わせください。

以上

(参考)
弊社託送供給等約款
(2023年12月1日申請分)

